

富山労働局発表  
令和4年9月16日

【照会先】  
富山労働局労働基準部賃金室  
室長 山越 立  
室長補佐 三鍋 真理  
(電話) 076-432-2735

報道関係者 各位

## 業務改善助成金（賃金引上げ支援）及び 富山県賃上げサポート補助金（上乘せ補助）の 周知・広報への協力依頼について

富山県最低賃金（地域別最低賃金）について、令和4年10月1日（土）より現行額（時間額877円）を31円引上げて、時間額908円とする見込みとなっています。

厚生労働省では、最低賃金引上げにかかる中小企業・小規模事業者に対する支援策の一環として、事業場内で最も低い賃金を引き上げ、かつ、設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成する「業務改善助成金」等、様々な支援策を設けています。また、富山県において、業務改善助成金の上乗せ補助として「富山県賃上げサポート補助金」制度が設けられています。

このたび、「業務改善助成金」及び「富山県賃上げサポート補助金」について、県内企業の皆様に幅広く制度を認識していただき、利用の促進を図ることを目的に、富山労働局長が県内経済団体を直接訪問して要請を行うことといたしました。

つきましては、下記のとおり要請を行いますので、ご案内いたします。

### 記

- 日時 (1) 令和4年9月22日（木） 午前10時00分 より  
(2) 令和4年9月22日（木） 午後 2時00分 より
- 場所 (1) 一般社団法人富山県経営者協会（富山市牛島新町5-5タワー111ビル1階）  
(2) 富山県中小企業団体中央会（富山市総曲輪2-1-3富山商工会議所ビル6階）
- 相手方 (1) 専務理事 寺山 収 様  
(2) 専務理事 江下 修 様
- 備考 当日は、開始10分前までに1階ロビーにお越しください。

**取材方、どうぞよろしくお願いたします。**

【写】

富労発基 0922 第 1 号  
令和 4 年 9 月 22 日

一般社団法人富山県経営者協会  
会 長 山 下 清 胤 様

富山労働局長

業務改善助成金・賃上げサポート補助金にかかる周知・広報について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、富山県最低賃金（地域別最低賃金）について、富山地方最低賃金審議会からの答申を受け、**令和 4 年 10 月 1 日（土）より**現行額（時間額 877 円）を 31 円引上げて、**時間額 908 円**とすることとなりました。

厚生労働省では、最低賃金引上げにかかる中小企業・小規模事業者に対する支援策の一環として、事業場内で最も低い賃金を引き上げ、かつ、設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成する「**業務改善助成金**」等、様々な支援策を設けています。また、富山県において、業務改善助成金の上乗せ補助として「**富山県賃上げサポート補助金**」制度が設けられています。

今年度の最低賃金の改定は、最低賃金制度が時間額単独方式に移行した平成 14 年度以降過去最大の引上げ額となる見込みであり、このような厳しい状況の中、賃金引上げや生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、国・富山県が講じている支援策について、多くの中小企業・小規模事業者に対し幅広く周知し、積極的な利用を促進したいと考えております。

つきましては、貴殿におかれましても、会員事業場の皆様へのリーフレット配布等により、業務改善助成金を始めとする各種支援策の周知及び利用促進についてご配慮を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、同封しました業務改善助成金・富山県賃上げサポート補助金のリーフレットは、厚生労働省や富山県のウェブサイトからダウンロードすることができますので、必要に応じてご活用ください。

【業務改善助成金】

問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター T e l : 0120-366-440

申請先

富山労働局雇用環境・均等室 T e l : 076-432-2740

住所：〒930-8509 富山市神通本町 1-5-5



【富山県賃上げサポート補助金】

申請・問い合わせ先

富山県商工労働部労働政策課 T e l : 076-444-8897

住所：〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7



## 【写】

富労発基 0922 第 2 号  
令和 4 年 9 月 22 日

富山県中小企業団体中央会  
会長 高田 順一 様

富山労働局長

業務改善助成金・賃上げサポート補助金にかかる周知・広報について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、富山県最低賃金（地域別最低賃金）について、富山地方最低賃金審議会からの答申を受け、**令和4年10月1日（土）より**現行額（時間額 877 円）を 31 円引上げて、**時間額 908 円**とすることとなりました。

厚生労働省では、最低賃金引上げにかかる中小企業・小規模事業者に対する支援策の一環として、事業場内で最も低い賃金を引き上げ、かつ、設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成する「**業務改善助成金**」等、様々な支援策を設けています。また、富山県において、業務改善助成金の上乘せ補助として「**富山県賃上げサポート補助金**」制度が設けられています。

今年度の最低賃金の改定は、最低賃金制度が時間額単独方式に移行した平成 14 年度以降過去最大の引上げ額となる見込みであり、このような厳しい状況の中、賃金引上げや生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、国・富山県が講じている支援策について、多くの中小企業・小規模事業者に対し幅広く周知し、積極的な利用を促進したいと考えております。

つきましては、貴殿におかれましても、会員事業場の皆様へのリーフレット配布等により、業務改善助成金を始めとする各種支援策の周知及び利用促進についてご配慮を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、同封しました業務改善助成金・富山県賃上げサポート補助金のリーフレットは、厚生労働省や富山県のウェブサイトからダウンロードすることができますので、必要に応じてご活用ください。

### 【業務改善助成金】

問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター T e l : 0120-366-440

申請先

富山労働局雇用環境・均等室 T e l : 076-432-2740

住所：〒930-8509 富山市神通本町 1-5-5

### 【富山県賃上げサポート補助金】

申請・問い合わせ先

富山県商工労働部労働政策課 T e l : 076-444-8897

住所：〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7

